

資格管理システムへの加入手続きについて

平成 27 年 4 月以降、J R 西日本が認定した資格者を有する会社、J R 西日本が認定する資格を取得しようとする会社は、資格取得後の管理を適切に実施するため、「資格管理の仕組みの構築」と「資格管理システムへの加入」が必要となります。ただし、以下の必要な条件を満たさない場合は、「資格管理の仕組み」が受理されず、資格管理システムへの加入が承認されません。

※既に、グループ会社等が資格管理を代行している会社は、グループ会社等の指示に従ってください。

1. 必要な条件

○当社発注工事の元請会社であること（協力会社は元請会社が管理することを基本とする。）

ただし、当社発注でない近接工事に関連する請負会社・警備会社は対象に含めます。

○「施設関係工事等従事者資格等取扱準則」を理解し、以下を満たす「資格管理の仕組み」を構築すること

- ・資格管理の責任者（資格管理統括責任者、資格管理責任者、監査実施責任者）を明確にすること
- ・年 1 回自社内で監査を実施し、監査結果を提出すること
- ・協力会社の資格管理を代行する場合、その協力会社を含めた資格管理の責任を負うこと
- ・規程等の変更が確実に伝達できる連絡先を明確にすること

※なお、定期的に当社が資格管理の仕組みに対する監査を実施します。その際、仕組みが機能していないことが判明した場合は、資格を取り消す場合があります。

2. 必要な手続きとその方法

(1) 「資格管理の仕組み」の提出

- ・別紙 1 「資格管理の仕組み（雛形）」を参考に、自社の資格管理の仕組みを作成の上、関係する支社等（大阪工事事務所も含む）全てに提出して下さい。受理された後に、その写しを施設協会に提出して下さい。

(2) クライアント証明書申請

- ・「資格管理の仕組み」が受理された場合、J R 西日本グループのネットワーク（G-NET）への加入が可能となりますので、クライアント証明書の申請を支社等に提出してください。なお、資格管理システムの動作保証対象の OS 等をよくご確認ください。

【動作保証対象】OS : Windows7、8.1、10 ブラウザ : インターネットエクスプローラー8、9、10、11

(3) 資格管理システムへの会社マスタ登録申請及びユーザ ID の発行申請

- ・資格管理システムへのログインには、会社マスタへの登録及びユーザ ID が必要となります。支社等に申請して、会社マスタへ登録及びユーザ ID を取得してください。

(4) 資格管理システム個人マスタの登録申請

- ・資格管理システムへのログインができれば、資格保有者を個人マスタに登録してください。

上記手順が完了すると、別表 10 の確認をはじめ、システムを用いた技能確認等の申請が可能となります。

なお、上記（2）（3）の申請は、「資格管理システム 会社マスタ登録・ユーザ ID 取得申請書」（別紙 2）に必要事項を記載し、主に関連する支社等 1 箇所に提出いただければ、処理が可能となります。